

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

令和〇〇年△△月□□日		
消防長（消防署長）（市町村長）殿		
防火 防災 管理者		
住 所 <u>三重県松阪市川井町 1001 番地 1</u>		
氏 名 <u>消防 花子</u> ⑩		
別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。		
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	松阪 太郎	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地	松阪市川井町 1001 番地	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）	〇〇〇〇公民館	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 （変更の場合は、変更後の用途）	1 項口	令別表第 1 (1) 項口
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「防火
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

第1条 この計画は、火災、地震等の災害、公民館、集会場のどちらかに○をしてください。
者全員が守らなければならない。

第2条 管理権原者は、防火管理に関するすべての責任を有し、次の事項を行う。

- (1) 防火管理者を選任（解任）、消防長への届出
- (2) 防火管理者が消防計画を作成する場合の必要な指示
- (3) 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥事項がある場合の速やかな改修
- (4) 役員の交代等の際の防火管理者の選任（解任）、消防用設備等の維持管理、改修計画等の確実な申し送り

第3条 防火管理者は、次の業務を行い、または消防機関への届出、報告を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）、消防長への届出
- (2) 利用者への火災予防対策等の周知(利用注意事項の掲示)
- (3) 通報、消火、避難誘導などの消防訓練の実施と通知
- (4) 建物、火気使用設備器具等の自主検査と、消防用設備等の点検結果報告
- (5) 火気の使用、取扱いに関する指導
- (6) 収容人員の把握と安全管理
- (7) 管理権原者への防火上の提案や報告
- (8) その他防火管理について必要な業務

第4条 防火管理委員会の組織を、次のとおりとする。

会長 (自治会長等)	消防 太郎	委員	消防 一郎
副会長	消防 次郎		
防火管理者	消防 花子		

- (1) 定例会を（ 4 ）月に開催し、臨時会を必要に応じ開催する。
- (2) 委員会は、防火管理業務の推進に必要な事項を審議する。
- (3) 委員は、防火管理者の補佐を行う。

第5条 自衛消防活動は、利用者全員で協力して活動し、対処するものとする。

第6条 消防訓練の実施

- (1) 消火、通報、避難などの消火訓練を、年2回以上実施する。
- (2) 消防訓練を実施するときは、消防訓練通知書を消防署に提出する。

第7条 消防用設備等、建物・避難施設、火気設備等の維持管理

- (1) 管理権原者は、消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等の定期点検を次のとおり実施し、その結果を維持台帳に記録するとともに、1年に1回消防長に報告する。

設備等の種類	点検実施月	
	機器点検	総合点検
消 火 器	4月 10月	
非 常 警 報 設 備	4月	10月
誘 導 灯	4月 10月	

- (2) 建物、避難施設、火気設備器具等の点検及び管理は、防火管理委員会で行う。

第8条 利用者は、次のことを守る。

- (1) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (2) 避難口、避難通路等には、避難の支障になる物を置かない。
- (3) 退館時は、灰皿、火気設備器具等の安全を確認する。
- (4) 火気設備器具等の周辺は常に整理整頓し、適正に使用する。
- (5) 地震時は身の安全を確保し、揺れがおさまって火気設備等の使用をやめ、安全を確認し、安全な場所に避難する。
- (6) 利用責任者は、火災発生時119番に通報を行う。
- (7) その他、火災を起こさないように注意する。

附 則

この計画は、平成 年 月 日から適用する。